

IMO 第 12 回汚染防止・対応小委員会（PPR 12） 主な審議結果

1. 重油燃料補給船によるバイオ燃輸送拡大のためのガイダンス

【経緯】

IMO では、「2023 年 IMO 温室効果ガス（GHG）削減戦略」で定められた GHG 排出削減目標を実現するための様々な検討を行っています。現在は、既存のバンカリング船で輸送が認められているバイオ燃料混合比は、油監視制御装置の作動に問題がないとされる 25%未満と定められているところ、GHG 削減に寄与するバイオ燃料混合油の使用ニーズの高まりを受け、このバイオ燃料混合比を 25%未満から 30%以下に拡大するためのガイダンス案が検討されてきました。

【審議結果】

今次会合では、当該ガイダンス案の最終化のための審議が行われました。

審議の結果、当該ガイダンス案の対象となるバンカリング船は、「MARPOL 条約附属書 I 第 1.5 規則に定義された油タンカーであり、かつ、船舶用燃料油の輸送及び引渡しに従事するもの」と明確化され、当該バンカリング船による 30%以下のバイオ燃料混合油の輸送を可能とすることが合意されました。

また、輸送されるバイオ燃料混合油への適合が承認されていない油監視制御装置を使用する場合は、全ての残渣物やタンク洗浄物は陸上に排出することが条件とされました。

今次会合で合意されたガイダンスは、本年 4 月に開催予定の第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC 83）で承認される見込みです。

2. 船舶の水中洗浄に関するガイダンス

【経緯】

MEPC 80（2023 年 7 月）において、船体に付着した生物の越境移動による生態系への影響を防止することを目的とした「有害水生生物の移動を最小化するための船体付着生物の管理に関するガイドライン」が改正されました。これを受けて、PPR11（2024 年 2 月）に設置された通信部会（CG）において、「船体の水中洗浄に関するガイダンス」の作成を進めてきました。

【審議結果】

今次会合では、「船体の水中洗浄に関するガイダンス」の最終化に向けた議論が行われ、水中洗浄の計画・実施・報告、水中洗浄装置の性能基準や性能確認のための試験方法等の要素が盛り込まれたガイダンスが合意され、本年 4 月に開催される MEPC 83 にて承認される見込みです。

3. 2017年選択触媒還元脱硝装置（SCR）ガイドラインの改正

【経緯】

MEPC 80（2023年7月）において、2017年選択触媒還元脱硝装置（SCR）ガイドラインの性能劣化の監視・評価方法を明確化するための新規作業計画が合意され、PPRにて具体的な改訂案を検討することが指示されました。また、同会合において、当該作業計画に単一のSCRを複数台のエンジンに接続した場合の取扱いについても検討することが合意されました。

【審議結果】

今次会合では、SCRの性能評価方法として、①NO_xセンサーによるNO_x濃度の常時監視、②定期的なNO_x濃度の確認、③主管庁が認めるその他代替手法について、その評価方法の妥当性について議論がなされ、既存のSCRは必ずしもNO_xセンサーを有していないこと等の理由により、いずれの方法も認められるべきであることを我が国から提案し合意されました。審議の結果、これらの評価方法を2017年選択触媒還元脱硝装置（SCR）ガイドラインに含めるための改正案が合意されました。今後、本年4月のMEPC 83で採択される見込みです。

単一のSCRを複数台のエンジンに接続した場合の取扱いについては、現時点では追加のガイダンスの策定は行わないことで合意されました。

4. ふん尿等の汚水処理装置の規制強化

【経緯】

型式承認を受けたふん尿等の汚水処理装置が就航後も適切に機能することを確保するため、2017年以降、MARPOL条約附属書IV及び汚水処理装置の排水基準と性能試験の実施に関する2012年ガイドラインの包括的な見直しが行われてきました。

【審議結果】

今次会合では、既存船の汚水処理装置に対する定期的検査時の性能試験等の義務化の是非等について、審議が行われました。我が国は、実船サンプリング調査の結果に基づき、汚水処理装置の使用方法やメンテナンス方法等の運用面を改善することによって既存船における処理済み汚水の水質を相当程度改善できることなどを示し、定期的検査時の性能試験等の義務化よりも運用面の改善が適切であることを主張しました。

審議の結果、この義務化に関しては賛否が分かれたことから、今次会合では結論を出さず、MARPOL条約附属書IVの改正案が概ね完成する段階で、再度議論することとなりました。

また、今後の議論の進め方については、まずは汚水処理装置の使用方法やメンテナンス方法等の運用面での対策を早期に取りまとめることに合意しました。今後の具体的な改正作業は、CGにおいて継続される予定です。

5. 船舶からの海洋プラスチックごみ対策

近年の海洋プラスチックごみに対する国際的な環境問題としての関心の高まりを受け、IMO では、2018 年に策定された「船舶からの海洋プラスチックごみ削減に向けた行動計画（以下「行動計画」）」の下で、具体的な取り組みを推進しています。

（１）行動計画の評価及び改訂

【経緯】

行動計画は、IMO が海洋プラスチックごみ対策として検討すべき事項を取り纏めたものであり、2025 年までに完了することが目標となっています。IMO の加盟国は、行動計画の下、条約改正や通達の発出、関連する研究の実施・奨励などを通して、船舶で発生するプラスチック廃棄物の適切な管理の促進、船舶起源のマイクロプラスチックの流出実態の調査等、海洋プラスチックごみ削減に取り組んでいます。

【審議結果】

今次会合では、船舶で発生したプラスチック廃棄物管理措置の対象船舶拡大等の行動計画で定められた全ての取組みの進捗状況について評価を行うとともに、2030 年に向けた今後 5 年間の行動計画案（以下「2025 年行動計画案」）について検討を行いました。

審議の結果、行動計画に基づき、海洋プラスチックごみ削減が着実に取り組まれてきたことが確認されました。また、船舶で発生したプラスチック廃棄物が着実に陸揚げされること等への重要性が再認識され、「プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクの軽減のための義務的措置の検討・策定」といった新しい措置を含めた 2025 年行動計画案が取りまとめられました。今後、今回の評価結果案及び 2025 年行動計画案は、本年 4 月の MEPC 83 で承認される見込みです。

（２）プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクの軽減

【経緯】

2021 年 5 月にスリランカ沖で発生したコンテナ船によるプラスチックペレット流出事故を契機として、同物質の海上輸送に伴う環境へのリスクを軽減するための対策が議論されています。これまで、プラスチックペレットの製造者や海上輸送に関わる事業者に対し、梱包・情報通知・積付けについてプラスチックペレット流出対策の推奨措置をまとめた「貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送に関する勧告」が発出されました。

【審議結果】

今次会合では、上記の推奨措置から得られた経験を踏まえ、プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクを軽減するための更なる対策として、条約改正による新たな規制の導入について検討が行われました。今後、今次会合の検討結果を踏まえて、引き続き、来年の PPR 13 でも審議される予定です。

6. 船舶の排出ガス洗浄装置からの排水規制

【経緯】

船舶の排出ガスに含まれる硫黄酸化物（SOx）による健康被害を防ぐため、MARPOL 条約に基づき、船舶には低硫黄の燃料油の使用又は排出ガス洗浄装置（EGCS）の搭載が義務付けられており、多くの船舶が EGCS を使用しています。これに対して、欧州諸国は、排出ガスを処理した後に生じる EGCS からの排水について規制を導入するよう提案をしており、多くの国や地域が実施している沿岸等における EGCS からの排水規制の調和を図るため、2022 年 6 月の第 78 回海洋環境保護委員会（MEPC 78）において、EGCS 排水の環境影響評価ガイドラインが策定されました。

【審議結果】

今次会合では、EGCS 排水に係る国際的な規制の枠組みに関する審議が行われ、欧州諸国や環境団体などは、地域規制・グローバル規制の必要性を主張しました。それに対し、我が国は、IMO の環境影響評価ガイドラインに基づく評価の結果、EGCS 排水の規制が必要であると結論付けられた海域のみに規制を導入する枠組みが適切である点を強調し、グローバル規制に反対しました。また、船籍国や海運業界団体などは、既に EGCS を搭載済みの現存船への規制適用に懸念を表明するとともに、現時点での規制導入は時期尚早である旨主張しました。

審議の結果、多様な見解が示されたことから、EGCS 排水の規制の枠組みについて結論を出さず、来年の PPR 13 において引き続き議論することとなりました。

7. 船舶からの油の排出規制（油性ビルジ水の強制蒸発等に係る条約改正）

【経緯】

2022 年 6 月の MEPC 78 において、油性ビルジ水の処分手段として強制蒸発を許容することが原則合意されました。この強制蒸発処分について MARPOL 条約附属書 I、ビルジ水統合処理システム（IBTS）ガイドライン等に反映させるための条約等の改正案が招請されていました。

【審議結果】

今次会合では、上記の原則合意に基づく MARPOL 条約附属書 I、IBTS ガイドライン等の改正案が 2 つ提案されました。

審議の結果、提案された 2 つの改正案で支持が分かるとともに、それぞれの改正案に対して、内容の過不足、条約とガイドラインの不整合等について意見があったことから、改めて今次会合の意見を踏まえて来年の PPR 13 に提案文書を提出することが招請されました。

以 上